

STOP！しわ寄せ ～ 大企業と下請等中小事業者は共栄共存！～

1 はじめに

令和元年6月26日、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会により、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」が策定されました。

これは、大企業等による働き方改革への取り組みが下請等中小事業者に対する「しわ寄せ」を生じさせ中小事業者の働き方改革の妨げになることを防止する目的で策定されたものです。

2 大企業・親事業者の事業主の皆様へ

下請振興法に基づく「振興基準」(経産省告示) 親事業者と下請事業者の望ましい取引関係の在り方を定めたもの。	労働時間等設定改善法
取引に起因する下請の労働基準関係法令違反がないよう配慮すること、短納期発注、急な仕様変更等に伴う下請の増大コストを負担することなどが新たに追加された(H30.12)。	企業間取引において長時間労働に繋がる短納期発注等を行わないよう配慮する努力義務が新設された(H31.4.1 施行)。

以上を無視した、適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人材派遣の要請、附帯作業の要請などが企業間取引における「しわ寄せ」の例です。また、以下のような行為は「下請法」及び「独占禁止法」で禁止されています。

- ☑買ったとき(例:見積りよりも納期を短縮したことで下請が休日稼働したにもかかわらず代金は据え置きとする。)
- ☑代金減額(例:下請に責任がないのに予め決まっていた下請代金を値引き(減額)する。)
- ☑不当な給付内容の変更・やり直し(例:急遽発注数量を増加して下請の労働者に長時間労働が発生する。)
- ☑不当な経済上の利益の提供要請(例:小売業が配送事業者に対して契約にない商品陳列作業を無償で行わせる。)

このような、中小事業者の働き方改革を阻害する不当な行為をしていないか、ご確認をお願いします。

3 下請等中小事業者の事業主の皆様へ

労働基準監督署においては、親事業者等による「下請たたき」(下請法又は独占禁止法違反の行為)が疑われる事案について、調査権限のある公正取引委員会又は中小企業庁への「相談取次ぎ」を行っています。

また、下請事業者等の労働基準法等違反の背景に「下請たたき」の存在が疑われる場合は、公正取引委員会又は中小企業庁に「通報」します。**注:労働基準法等違反の是正が猶予されるものではありません。**

取引関係に係る相談窓口は以下になります(専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います)。

下請かけこみ寺	相談無料	全国 48か所	中小企業の取引上の悩み相談をお受けします。 0120-418-618 お近くの「下請かけこみ寺」につながります。
	秘密厳守	匿名相談 可能	

4 参考情報について

「働き方・休み方改善ポータルサイト」

「『しわ寄せ防止』特設サイト」



しわ寄せ防止
特設サイト

☞ 不当な行為の事例集、各相談窓口、パンフレット等が掲載されていますので、詳しくはこちらをご覧ください。

